

## 雇用調整助成金 特例措置のさらなる拡大へ

3月28日、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を今後行う予定であると発表しました。

緊急対応期間は本年4月1日から6月30日までとし、詳細については、あらためて公表されます。

緊急対応期間として4月1日から6月30日まで、全国で実施されます。生産指標要件が10%

から5%への緩和や助成率も中小企業・4/5、大企業2/3などの措置が実施予定です。※解雇等を行わない場合は9/10(中小) 3/4(大企業)

特例措置の拡充にあわせて、手続き等の簡素化も行うようになっています。また、教育訓練の内容に応じて加算額を引き上げる措置も別途講じる予定です。今後、詳しい内容が発表され次第、お知らせします。

○厚生労働省：3月28日報道発表 ※厚労省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10551.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10551.html)

### 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		(参考) リーマンショック時
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) <del>(解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))</del>	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左 + 上記対象期間	3年300日

1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする  
2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引き上げる措置を別途講じる